



福県医発第 0585号 (地)
平成 27 年 5 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

エボラ出血熱に関する検疫所の対応について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、リベリアにおけるエボラ出血熱流行の終息宣言を踏まえた検疫及び国内における対応につきましては、平成 27 年 5 月 15 日付け福県医発第 514 号 (地) にて貴職宛お知らせしたところです。

今般、標記の件について、厚生労働省健康局結核感染症課から情報提供がなされた旨、別添のとおり福岡県保健医療介護部保健衛生課より通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員へご周知くださいますようよろしくお願い申し上げます。

なお、下記の医療機関に対しては、同課より直接通知されておりますことを申し添えます。

記

○感染症指定医療機関

独立行政法人国立病院機構 福岡東医療センター
独立行政法人福岡市立病院機構 福岡市民病院
独立行政法人国立病院機構 九州医療センター
日本赤十字社 福岡赤十字病院
地域医療支援病院 福岡大学筑紫病院
北九州市立医療センター
田川市立病院
聖マリア病院
地方独立行政法人 筑後市立病院
福岡徳洲会病院
独立行政法人国立病院機構 大牟田病院

※検疫所に対する主な通知内容

世界保健機関 (WHO) による、リベリアにおけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、リベリアに係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめる。

27保衛第486号
平成27年5月19日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部
一般社団法人福岡県精神科病院協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)



エボラ出血熱に関する検疫所の対応について（情報提供）

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課から、別添（写）のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対し周知をお願いいたします。

なお、下記の関係機関に対しては、当課から別途通知していますので申し添えます。

記

○ 関係機関

独立行政法人 国立病院機構 福岡東医療センター
地方独立行政法人 福岡市立病院機構 福岡市民病院
独立行政法人 国立病院機構 九州医療センター
日本赤十字社 福岡赤十字病院
地域医療支援病院 福岡大学筑紫病院
北九州市立医療センター
田川市立病院
聖マリア病院
地方独立行政法人 筑後市立病院
福岡徳洲会病院
独立行政法人 国立病院機構 大牟田病院

※ 検疫所に対する主な通知内容

世界保健機関（WHO）による、リベリアにおけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、リベリアに係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめる。

福岡県保健医療介護部保健衛生課
感染症係 中山
TEL:092-643-3268 FAX:092-643-3282
E-mail: nakayama-s1340@pref.fukuoka.lg.jp

各医師会通知



事 務 連 絡

平成27年5月11日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課

エボラ出血熱に関する検疫所の対応について (情報提供)

今般、西アフリカで流行中のエボラ出血熱に関する検疫対応について、別添のとおり各検疫所長に指示しました。貴管下の保健所等におかれましても、検疫所における対応について御了知いただくとともに、検疫所からエボラ出血熱への感染を疑う者について連絡があった場合、患者への対応等、御協力の程よろしくお願いします。



健 感 発 0511 第 1 号
食 安 検 発 0511 第 1 号
平 成 27 年 5 月 11 日

各 検 疫 所 長 殿

健 康 局 結 核 感 染 症 課 長
(公 印 省 略)
医 薬 食 品 局 食 品 安 全 部 企 画 情 報 課 検 疫 所 業 務 管 理 室 長
(公 印 省 略)

西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について

標記について、「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」（平成 26 年 8 月 8 日付け健感発 0808 第 2 号及び食安検発 0808 第 1 号）により実施しているところである。

今般、世界保健機関（WHO）による、リベリアにおけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、リベリアに係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめることとするため、同通知を別添の新旧対照表のとおり改正するので、その対応に遺漏なきを期されたい。

(別添)

「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」

平成27年 5 月11日付け健感発0511第 1 号及び食安検発0511第 1 号

新	旧
西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について 現在、西アフリカのギニア及びシエラレオネ（以下「エボラ出血熱の流行国」という。）においてエボラ出血熱の発生が続いており、世界保健機関（WHO）の報告によると西アフリカ <u>2</u> カ国では<u>16,029</u>名の患者のうち、<u>6,289</u>名が死亡（平成27年 5 月 3 日現在）している。 また、WHOは、エボラ出血熱に関する緊急委員会を開催し、8 月 8 日にエボラ出血熱の発生が「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう指示する。	西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について 現在、西アフリカのギニア、<u>リベリア</u>及びシエラレオネ（以下「エボラ出血熱の流行国」という。）においてエボラ出血熱の発生が続いており、世界保健機関（WHO）の報告によると西アフリカ <u>3</u> カ国では<u>14,383</u>名の患者のうち、<u>5,165</u>名が死亡（平成26年11月11日現在）している。 また、WHOは、エボラ出血熱に関する緊急委員会を開催し、8 月 8 日にエボラ出血熱の発生が「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう指示する。
記 1 入国者への対応 エボラ出血熱の流行国からの入国者は、パリ、ロンドン、ドバイ、ヘルシンキ、ドーハ、アムステルダム等を経由して本邦に入国することとなるので、検疫官は、エボラ出血熱の流行国からの乗り継ぎ便の把握に努めること。 また、検疫ブース等において、到着便の乗客に対し、日頃から実施している発熱者の発見のためのサーモグラフィーによる体温測定を行うことに加え、エボラ出血熱の流行国に滞在していた者に対して、当該国に滞在した場合にはその旨自己申告するよう呼びかけること。 2 仮検疫済証の交付 検疫においては、検疫感染症等の非流行地から来航した船舶及び航空機であっても、エボラ出血熱の流行国から帰国した乗組員又は乗客を確認した場合は、一定の期間を定めて仮検疫済証を交付すること。 3 エボラ出血熱の流行国からの入国者の取扱い エボラ出血熱の流行国に渡航又は滞在していたことが確認された場合には、検疫官による聞き取りを行い、必要に応じて、（１）のとおり医師による診察を行うとともに、（２）のとおり健康監視を行うこと。 （１）診察等	記 1 入国者への対応 エボラ出血熱の流行国からの入国者は、パリ、ロンドン、ドバイ、ヘルシンキ、ドーハ、アムステルダム等を経由して本邦に入国することとなるので、検疫官は、エボラ出血熱の流行国からの乗り継ぎ便の把握に努めること。 また、検疫ブース等において、到着便の乗客に対し、日頃から実施している発熱者の発見のためのサーモグラフィーによる体温測定を行うことに加え、エボラ出血熱の流行国に滞在していた者に対して、当該国に滞在した場合にはその旨自己申告するよう呼びかけること。 2 仮検疫済証の交付 検疫においては、検疫感染症等の非流行地から来航した船舶及び航空機であっても、エボラ出血熱の流行国から帰国した乗組員又は乗客を確認した場合は、一定の期間を定めて仮検疫済証を交付すること。 3 エボラ出血熱の流行国からの入国者の取扱い エボラ出血熱の流行国に渡航又は滞在していたことが確認された場合には、検疫官による聞き取りを行い、必要に応じて、（１）のとおり医師による診察を行うとともに、（２）のとおり健康監視を行うこと。 （１）診察等

診察の結果、到着前21日以内にギニア又はシエラレオネに渡航又は滞在し、かつ、次のア又はイに該当する者について、エボラ出血熱が疑われると判断した場合、検疫法（昭和26年法律第201号。以下「法」という。）第14条第1項第1号の規定に基づき隔離の措置をとること。

ア 38℃以上の発熱症状がある者

イ 到着前21日以内にエボラ出血熱患者（疑い患者を含む。）の体液等（血液、体液、吐物、排泄物など）との接触歴（感染予防策の有無を問わない。）があり、かつ、体熱感を訴える者

また、エボラ出血熱の流行国に渡航又は滞在し、かつ、症状のない者であって、針刺し・粘膜・傷口への曝露などで直接ウイルスの曝露を受けたものについて、エボラ出血熱に感染したおそれがあると判断した場合、同法第14条第1項第2号の規定に基づき停留の措置をとること。

（2）健康監視

ギニア又はシエラレオネに渡航又は滞在していたことが確認された者については、法第18条第2項の規定に基づき、国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者がエボラ出血熱の病原体に感染したことが疑われる場所について報告を求めるとともに、エボラ出血熱の流行国出国後（出国日時から起算することが不適当な場合は、入国後）504時間（21日）内において、1日2回（朝・夕）の体温その他の健康状態について報告を求めるものとする。

健康監視の際、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）に対して、エボラ出血熱患者との接触状況、国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者がエボラ出血熱の病原体に感染したことが疑われる場所を通知すること。

健康監視の期間中、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、法第18条第3項の規定に基づき、当該者に対し、自宅に待機すべき旨等その他エボラ出血熱の予防上必要な事項を指示するとともに、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に対して、当該者の健康状態及び当該者に対して指示した事項を通知すること。

なお、都道府県知事が外出自粛を要請している者に対して調査を実施している場合、当該調査にて得られた体温等の健康状態の情報を入手することをもって当該者から報告があったこととして対応すること。

さらに、これらの通知を行った場合は、その内容を直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。

エボラ出血熱の国内患者発生時の全体フローチャートについては別添1のとおりであり、都道府県にも通知したので承知のこと。

診察の結果、到着前21日以内にギニア、リベリア又はシエラレオネに渡航又は滞在し、かつ、次のア又はイに該当する者について、エボラ出血熱が疑われると判断した場合、検疫法（昭和26年法律第201号。以下「法」という。）第14条第1項第1号の規定に基づき隔離の措置をとること。

ア 38℃以上の発熱症状がある者

イ 到着前21日以内にエボラ出血熱患者（疑い患者を含む。）の体液等（血液、体液、吐物、排泄物など）との接触歴（感染予防策の有無を問わない。）があり、かつ、体熱感を訴える者

また、エボラ出血熱の流行国に渡航又は滞在し、かつ、症状のない者であって、針刺し・粘膜・傷口への曝露などで直接ウイルスの曝露を受けたものについて、エボラ出血熱に感染したおそれがあると判断した場合、同法第14条第1項第2号の規定に基づき停留の措置をとること。

（2）健康監視

ギニア、リベリア又はシエラレオネに渡航又は滞在していたことが確認された者については、法第18条第2項の規定に基づき、国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者がエボラ出血熱の病原体に感染したことが疑われる場所について報告を求めるとともに、エボラ出血熱の流行国出国後（出国日時から起算することが不適当な場合は、入国後）504時間（21日）内において、1日2回（朝・夕）の体温その他の健康状態について報告を求めるものとする。

健康監視の際、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）に対して、エボラ出血熱患者との接触状況、国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者がエボラ出血熱の病原体に感染したことが疑われる場所を通知すること。

健康監視の期間中、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、法第18条第3項の規定に基づき、当該者に対し、自宅に待機すべき旨等その他エボラ出血熱の予防上必要な事項を指示するとともに、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に対して、当該者の健康状態及び当該者に対して指示した事項を通知すること。

なお、都道府県知事が外出自粛を要請している者に対して調査を実施している場合、当該調査にて得られた体温等の健康状態の情報を入手することをもって当該者から報告があったこととして対応すること。

さらに、これらの通知を行った場合は、その内容を直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。

エボラ出血熱の国内患者発生時の全体フローチャートについては別添1のとおりであり、都道府県にも通知したので承知のこと。

4 患者等の搬送

エボラ出血熱が疑われると判断し、隔離等の措置をとる場合、各検疫所が作成する検疫感染症措置要領等に従い搬送すること。また、搬送に際しては、感染防御対策を徹底すること。

検体の輸送については、国立感染症研究所までの輸送体制など、必要な検討をあらかじめ済ませておくこと。

5 渡航者への情報提供

渡航者に対し、エボラ出血熱の発生及び流行の状況並びに必要な注意事項について、ポスターやホームページ等を活用し、情報提供すること。

6 報告

隔離、停留又は健康監視の措置をとった場合は、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。

7 参考

別添 1 : エボラ出血熱検疫時及び国内患者発生時の全体フローチャート
(暫定版)

「エボラ出血熱について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/ebola.html>

4 患者等の搬送

エボラ出血熱が疑われると判断し、隔離等の措置をとる場合、各検疫所が作成する検疫感染症措置要領等に従い搬送すること。また、搬送に際しては、感染防御対策を徹底すること。

検体の輸送については、国立感染症研究所までの輸送体制など、必要な検討をあらかじめ済ませておくこと。

5 渡航者への情報提供

渡航者に対し、エボラ出血熱の発生及び流行の状況並びに必要な注意事項について、ポスターやホームページ等を活用し、情報提供すること。

6 報告

隔離、停留又は健康監視の措置をとった場合は、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。

7 参考

別添 1 : エボラ出血熱検疫時及び国内患者発生時の全体フローチャート
(暫定版)

「エボラ出血熱について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/ebola.html>

(参考：改正後全文)

健 感 発 0808 第 2 号
食 安 検 発 0808 第 1 号
平 成 26 年 8 月 8 日

健 感 発 0905 第 1 号
食 安 検 発 0905 第 4 号
一部改正 平 成 26 年 9 月 5 日

健 感 発 1021 第 2 号
食 安 検 発 1021 第 3 号
一部改正 平 成 26 年 10 月 21 日

健 感 発 1024 第 1 号
食 安 検 発 1024 第 1 号
一部改正 平 成 26 年 10 月 24 日

健 感 発 1029 第 1 号
食 安 検 発 1029 第 2 号
一部改正 平 成 26 年 10 月 29 日

健 感 発 1121 第 15 号
食 安 検 発 1121 第 5 号
一部改正 平 成 26 年 11 月 21 日

健 感 発 0511 第 1 号
食 安 検 発 0511 第 1 号
一部改正 平 成 27 年 5 月 11 日

各 検 疫 所 長 殿

健 康 局 結 核 感 染 症 課 長
(公 印 省 略)
医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長
(公 印 省 略)

西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について

現在、西アフリカのギニア及びシエラレオネ（以下「エボラ出血熱の流行国」という。）においてエボラ出血熱の発生が続いており、世界保健機関（WHO）の報告によると西アフリカ 2 カ国では 16,029 名の患者のうち、6,289 名が死亡（平成 27 年 5 月 3 日現在）している。

また、WHO は、エボラ出血熱に関する緊急委員会を開催し、8 月 8 日にエボラ出血熱の発生が「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう指示する。

記

1 入国者への対応

エボラ出血熱の流行国からの入国者は、パリ、ロンドン、ドバイ、ヘルシンキ、ドーハ、アムステルダム等を経由して本邦に入国することとなるので、検疫官は、エボラ出血熱の流行国からの乗り継ぎ便の把握に努めること。

また、検疫ブース等において、到着便の乗客に対し、日頃から実施している発熱者の発見のためのサーモグラフィーによる体温測定を行うことに加え、エボラ出血熱の流行国に滞在していた者に対して、当該国に滞在した場合にはその旨自己申告するよう呼びかけること。

2 仮検疫済証の交付

検疫においては、検疫感染症等の非流行地から来航した船舶及び航空機であっても、エボラ出血熱の流行国から帰国した乗組員又は乗客を確認した場合は、一定の期間を定めて仮検疫済証を交付すること。

3 エボラ出血熱の流行国からの入国者の取扱い

エボラ出血熱の流行国に渡航又は滞在していたことが確認された場合には、検疫官による聞き取りを行い、必要に応じて、（１）のとおり医師による診察を行うとともに、（２）のとおり健康監視を行うこと。

（１）診察等

診察の結果、到着前 21 日以内にギニア又はシエラレオネに渡航又は滞在し、かつ、次のア又はイに該当する者について、エボラ出血熱が疑われると判断した場合、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項第 1 号の規定に基づき隔離の措置をとること。

ア 38℃以上の発熱症状がある者

イ 到着前 21 日以内にエボラ出血熱患者（疑い患者を含む。）の体液等（血液、体液、吐物、排泄物など）との接触歴（感染予防策の有無を問わない。）があり、かつ、体熱感を訴える者

また、エボラ出血熱の流行国に渡航又は滞在し、かつ、症状のない者であって、針刺し・粘膜・傷口への曝露などで直接ウイルスの曝露を受けたものについて、

エボラ出血熱に感染したおそれがあると判断した場合、同法第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき停留の措置をとること。

(2) 健康監視

ギニア又はシエラレオネに渡航又は滞在していたことが確認された者については、法第 18 条第 2 項の規定に基づき、国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者がエボラ出血熱の病原体に感染したことが疑われる場所について報告を求めるとともに、エボラ出血熱の流行国出国後（出国日時から起算することが不適当な場合は、入国後）504 時間（21 日）内において、1 日 2 回（朝・夕）の体温その他の健康状態について報告を求めるものとする。

健康監視の際、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）に対して、エボラ出血熱患者との接触状況、国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者がエボラ出血熱の病原体に感染したことが疑われる場所を通知すること。

健康監視の期間中、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、法第 18 条第 3 項の規定に基づき、当該者に対し、自宅に待機するべき旨等その他エボラ出血熱の予防上必要な事項を指示するとともに、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に対して、当該者の健康状態及び当該者に対して指示した事項を通知すること。

なお、都道府県知事が外出自粛を要請している者に対して調査を実施している場合、当該調査にて得られた体温等の健康状態の情報を入手することをもって当該者から報告があったこととして対応すること。

さらに、これらの通知を行った場合は、その内容を直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。

エボラ出血熱の国内患者発生時の全体フローチャートについては別添 1 のとおりであり、都道府県にも通知したので承知のこと。

4 患者等の搬送

エボラ出血熱が疑われると判断し、隔離等の措置をとる場合、各検疫所が作成する検疫感染症措置要領等に従い搬送すること。また、搬送に際しては、感染防御対策を徹底すること。

検体の輸送については、国立感染症研究所までの輸送体制など、必要な検討をあらかじめ済ませておくこと。

5 渡航者への情報提供

渡航者に対し、エボラ出血熱の発生及び流行の状況並びに必要な注意事項について、ポスターやホームページ等を活用し、情報提供すること。

6 報告

隔離、停留又は健康監視の措置をとった場合は、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。

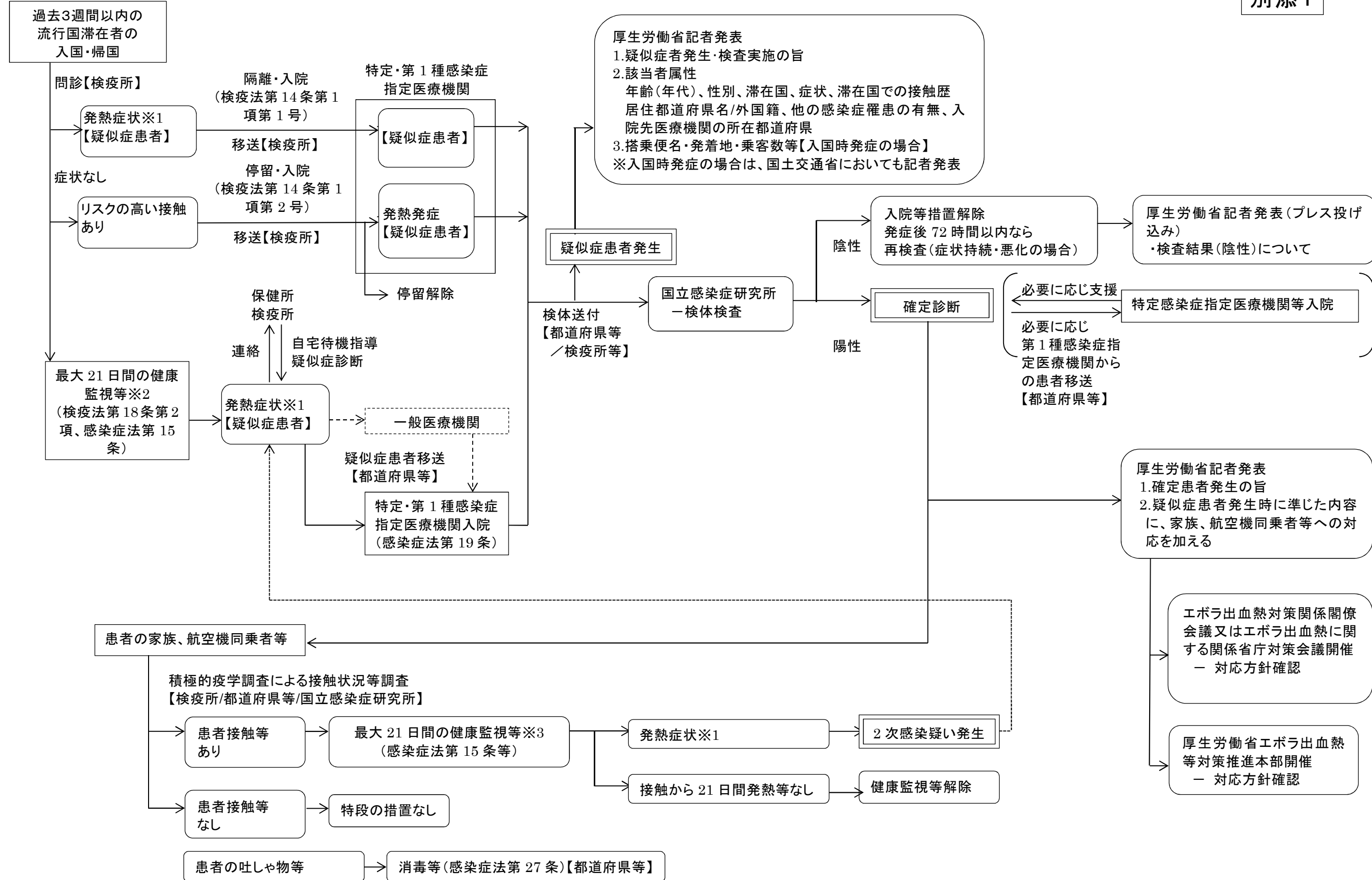
7 参考

別添 1：エボラ出血熱検疫時及び国内患者発生時の全体フローチャート（暫定版）
「エボラ出血熱について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/ebola.html>

エボラ出血熱検疫時及び国内患者発生時の全体フローチャート(暫定版)

別添1



※1 ・38℃以上の発熱症状がある者

・到着前21日以内にエボラ出血熱患者(疑い患者を含む。)の体液等(血液、体液、吐物、排泄物など)との接触歴(感染予防策の有無を問わない。)があり、かつ、体熱感を訴える者

※2 エボラ出血熱の流行国からの出国後、最大21日間(エボラ出血熱の最大潜伏期間)、検疫所に対し、毎日、体温、症状の有無等を報告。さらにリスクに応じて具体的な対応を実施(別紙)。

※3 患者に接触後、最大21日間(エボラ出血熱の最大潜伏期間)、都道府県に対し、毎日、体温、症状の有無等を報告。さらにリスクに応じて具体的な対応を実施(別紙)。

流行国でエボラ出血熱患者に接触した者等で無症状である者、又は国内でエボラ出血熱の確定患者になった者に接触したが無症状である者等への対応（暫定版）

- 1. エボラ出血熱は発熱等の発症後に感染力をもつため、患者の体液等への接触により感染したとしても無症状である者は他者に感染させることはない。しかしながら、この無症状者が発症した場合に、迅速に診療等の対応をすること、この発症後の他者への感染を未然に防止すること等が必要であるとの観点に立って、以下の対応を定める。
- 2. 具体的な事例には、以下を参照しながらケース・バイ・ケースで対応する。
- 3. 以下の対応は、国立感染症研究所「エボラ出血熱に対する積極的疫学調査実施要領～地方自治体向け（暫定版）」(<http://www.nih.go.jp/niid/images/epi/ebola/1113-01.pdf>)に基づく。なお、積極的疫学調査方法はこの実施要領を参照のこと。

接 触 状 況	海外で症例に接触し入国・帰国した者	国内で症例に接触した者
1. 針刺し・粘膜・傷口への曝露などで直接ウイルスの曝露を受けた者	停留（医療機関への入院。検疫法 14 条 1 項 2 号）による経過観察	健康診断（入院）（感染症法 17 条）による経過観察。
2. 症例 ^{※1} の血液、唾液、便、精液、涙、母乳等に接触した者		
必要な感染予防策 ^{※2} なしで ^{※3} 接触	健康監視（毎日 2 回、体温、症状の有無等を検疫所に報告。検疫法 18 条 2 項。以下この列において同じ。） 外出自粛要請 ^{※5} （感染症法 15 条 3 項。以下この列において同じ。）	健康監視（毎日 2 回、体温、症状の有無等を都道府県等に報告。感染症法 15 条 1 項。以下この列において同じ。） 外出自粛要請 ^{※5} （感染症法 15 条 3 項。以下この列において同じ。）
必要な感染予防策を講じて接触	健康監視	健康監視
3. 症例の検体処理 ^{※4} を行った者		
必要な感染予防策（必要なバイオセーフティー設備を含む）なしで取り扱い	健康監視 外出自粛要請	健康監視 外出自粛要請
必要な感染予防策（上記同じ）を講じて取り扱い	健康監視	健康監視
4. 症例のおおむね 1 メートル以内の距離で診察、処置、搬送等に従事した者		
必要な感染予防策なしで接触	健康監視 外出自粛要請	健康監視 外出自粛要請
必要な感染予防策を講じて接触	健康監視	健康監視
5. 症例に関わった以下の者（上記 1.～4.以外） －症例に関わった医療従事者・搬送従事者 －症例の同居の家族等 －症例と同じ飛行機に 1 メートル以内の距離で同乗した者等 －症例の搭乗した飛行機の担当客室乗務員、清掃員等	健康監視	健康監視

※1「症例」：確定患者、死亡患者の死体

※2「必要な感染予防策」：二重手袋、サージカルマスク又は N95 マスク、ゴーグル又はフェースシールド等眼粘膜を確実に保護できるもの、感染防護服等の装着をいう。

※3「必要な感染予防策なしで」：上記を装着しなかった又は正しく着脱しなかった（例：脱ぐときに体液が付着）ことをいう。

※4「検体処理」：検査室等において検体を取り扱うこと。適切に梱包された検体の輸送は含まない。

※5「外出自粛要請」：接触状況、接触者の生活状況等を勘案し、全く自宅から外出しない、公共交通機関を利用しない、不特定多数が利用する場所へ出入りしない、勤務先に出社等しない、学校に登校しない、診療に従事しない、などのうち適切な措置を要請

事 務 連 絡
平成 27 年 5 月 11 日

各 検 疫 所 御 中

健 康 局 結 核 感 染 症 課
食品安全部企画情報課検疫所業務管理室

西アフリカにおけるエボラ出血熱への対応について
(船舶により入国する者への対応)

エボラ出血熱の発生に伴い船舶により入国する者に対する検疫対応については、この間、「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について（船舶により入国する者への対応）」（平成26年8月15日付け事務連絡）（最終改正：平成26年11月21日）により実施しているところである。

今般、世界保健機関（WHO）によるリベリアにおけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、リベリアに係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめることとし、通知の一部改正が行われたため、同事務連絡を別添の新旧対照表のとおり改正するので、その対応に遺漏なきを期されたい。

(別添)

西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について（船舶により入国する者への対応）

平成27年5月11日付け事務連絡

新	旧
西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について (船舶により入国する者への対応) 検疫所においては、アフリカの一部の国におけるエボラ出血熱の流行等を受け、エボラ出血熱の流行国（ギニア及びシエラレオネをいう。以下同じ。）から航空機により入国する者について、エボラ出血熱の流行に関する周知を徹底するとともに、法務省、外務省及び航空会社における協力を得ながら検疫対応を実施いただいているところです。 今般、船舶により入国する者に対する検疫対応について、「アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」（平成26年8月8日付け健感発0808第2号及び食安検発0808第1号）（平成26年9月5日付健感発0905第1号及び食安検発0905第4号により一部改正）（平成26年10月21日付健感発1021第2号及び食安検発1021第3号により一部改正）（平成26年11月21日付健感発1121第15号及び食安検発1121第5号により一部改正）（平成27年5月11日付健感発0511第1号及び食安検発0511第1号により一部改正）を踏まえ、下記のとおり取扱いを定めたので、対応にご遺漏なきようお願いします。 記 1 検疫所長は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十七条第二項に基づき無線検疫を実施するに際し、船舶の長に対して、「エボラ出血熱に関する質問票」（別添1）に必要事項を記入して、検疫所長に提出するよう求めること。 ※ 検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号） （法第十七条第二項の通報事項等） 第五条の二 法第十七条第二項に規定する事項は、次のとおりとする。 一～十 （略） 十一 感染性のものであるという疑いをかけた疾病の患者の有無及び患者があるときはその詳細 十二～二十 （略）	西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について (船舶により入国する者への対応) 検疫所においては、アフリカの一部の国におけるエボラ出血熱の流行等を受け、エボラ出血熱の流行国（ギニア、リベリア又はシエラレオネをいう。以下同じ。）から航空機により入国する者について、エボラ出血熱の流行に関する周知を徹底するとともに、法務省、外務省及び航空会社における協力を得ながら検疫対応を実施いただいているところです。 今般、船舶により入国する者に対する検疫対応について、「アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」（平成26年8月8日付け健感発0808第2号及び食安検発0808第1号）（平成26年9月5日付健感発0905第1号及び食安検発0905第4号により一部改正）（平成26年10月21日付健感発1021第2号及び食安検発1021第3号により一部改正）（平成26年11月21日付健感発1121第15号及び食安検発1121第5号により一部改正）を踏まえ、下記のとおり取扱いを定めたので、対応にご遺漏なきようお願いします。 記 1 検疫所長は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十七条第二項に基づき無線検疫を実施するに際し、船舶の長に対して、「エボラ出血熱に関する質問票」（別添1）に必要事項を記入して、検疫所長に提出するよう求めること。 ※ 検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号） （法第十七条第二項の通報事項等） 第五条の二 法第十七条第二項に規定する事項は、次のとおりとする。 一～十 （略） 十一 感染性のものであるという疑いをかけた疾病の患者の有無及び患者があるときはその詳細 十二～二十 （略）

2・3 (略)

2 船舶の長から提出された別添1様式による「エボラ出血熱に関する質問票」により、到着前21日以内にエボラ出血熱の流行国に滞在したことがある者がいないことが確認された場合には、当該船舶に係る検疫は、ほかに臨船検疫又は着岸検疫とすべき事由がなければ、通常の無線検疫にて対応すること。

3 船舶の長から提出された別添1様式による「エボラ出血熱に関する質問票」により、到着前21日以内にエボラ出血熱の流行国に滞在したことがある者が確認された場合、当該船舶に係る検疫は、臨船検疫又は着岸検疫にて対応すること。この場合において、検疫所長は、当該者（隔離、停留措置を行った場合は除く。）に対して、当該者の状況に応じ、「健康監視対象者用指示書」（別添2）又は「健康カード」（別添3）を手交すること。

注）平成26年10月21日以降、過去21日以内のギニア又はシエラレオネへの滞在歴を有する者については、すべて、少なくとも健康監視以上の措置の対象となっており、また、平成27年5月11日以降、当該2か国以外にエボラ出血熱に係る検疫強化の対象国はないため、現時点では、「健康カード」の交付対象者は生じていない。

2・3 (略)

2 船舶の長から提出された別添1様式による「エボラ出血熱に関する質問票」により、到着前21日以内にエボラ出血熱の流行国に滞在したことがある者がいないことが確認された場合には、当該船舶に係る検疫は、ほかに臨船検疫又は着岸検疫とすべき事由がなければ、通常の無線検疫にて対応すること。

3 船舶の長から提出された別添1様式による「エボラ出血熱に関する質問票」により、到着前21日以内にエボラ出血熱の流行国に滞在したことがある者が確認された場合、当該船舶に係る検疫は、臨船検疫又は着岸検疫にて対応すること。この場合において、検疫所長は、当該者（隔離、停留措置を行った場合は除く。）に対して、当該者の状況に応じ、「健康監視対象者用指示書」（別添2）又は「健康カード」（別添3）を手交すること。

注）平成26年10月21日以降、過去21日以内のギニア、リベリア又はシエラレオネへの滞在歴を有する者については、すべて、少なくとも健康監視以上の措置の対象となっており、また、平成26年11月20日以降、当該3か国以外にエボラ出血熱に係る検疫強化の対象国はないため、現時点では、「健康カード」の交付対象者は生じていない。

【参考：改正後全文】

事 務 連 絡

平成 26 年 8 月 15 日

一部改正 平成 26 年 9 月 5 日

一部改正 平成 26 年 10 月 21 日

一部改正 平成 26 年 10 月 24 日

一部改正 平成 26 年 11 月 21 日

一部改正 平成 27 年 5 月 11 日

各 検 疫 所 御 中

健 康 局 結 核 感 染 症 課
食品安全部企画情報課検疫所業務管理室

西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について
(船舶により入国する者への対応)

検疫所においては、アフリカの一部の国におけるエボラ出血熱の流行等を受け、エボラ出血熱の流行国（ギニア及びシエラレオネをいう。以下同じ。）から航空機により入国する者について、エボラ出血熱の流行に関する周知を徹底するとともに、法務省、外務省及び航空会社における協力を得ながら検疫対応を実施いただいているところです。

今般、船舶により入国する者に対する検疫対応について、「アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」(平成 26 年 8 月 8 日付け健感発 0808 第 2 号及び食安検発 0808 第 1 号) (平成 26 年 9 月 5 日付健感発 0905 第 1 号及び食安検発 0905 第 4 号により一部改正) (平成 26 年 10 月 21 日付健感発 1021 第 2 号及び食安検発 1021 第 3 号により一部改正) (平成 26 年 11 月 21 日付健感発 1121 第 15 号及び食安検発 1121 第 5 号により一部改正) (平成 27 年 5 月 11 日付健感発 0511 第 1 号及び食安検発 0511 第 1 号により一部改正) を踏まえ、下記のとおり取扱いを定めたので、対応にご遺漏なきようお願いします。

記

- 1 検疫所長は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十七条第二項に基づき無線検疫を実施するに際し、船舶の長に対して、「エボラ出血熱に関する質問票」（別添 1）に必要事項を記入して、検疫所長に提出するよう求めること。

※ 検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）
（法第十七条第二項の通報事項等）
第五条の二 法第十七条第二項に規定する事項は、次のとおりとする。

一～十 (略)

十一 感染性のものであるという疑いをかけた疾病の患者の有無及び患者があるときはその詳細

十二～二十 (略)

2・3 (略)

- 2 船舶の長から提出された別添1様式による「エボラ出血熱に関する質問票」により、到着前21日以内にエボラ出血熱の流行国に滞在したことがある者がいないことが確認された場合には、当該船舶に係る検疫は、ほかに臨船検疫又は着岸検疫とすべき事由がなければ、通常の有線検疫にて対応すること。
- 3 船舶の長から提出された別添1様式による「エボラ出血熱に関する質問票」により、到着前21日以内にエボラ出血熱の流行国に滞在したことがある者が確認された場合、当該船舶に係る検疫は、臨船検疫又は着岸検疫にて対応すること。この場合において、検疫所長は、当該者（隔離、停留措置を行った場合は除く。）に対して、当該者の状況に応じ、「健康監視対象者用指示書」（別添2）又は「健康カード」（別添3）を手交すること。

注）平成26年10月21日以降、過去21日以内のギニア又はシエラレオネへの滞在歴を有する者については、すべて、少なくとも健康監視以上の措置の対象となっており、また、平成27年5月11日以降、当該2か国以外にエボラ出血熱に係る検疫強化の対象国はないため、現時点では、「健康カード」の交付対象者は生じていない。

エボラ出血熱に関する質問票

平成 年 月 日

船名 _____

- 1 貴船の乗客及び乗組員の中に、到着前21日以内にエボラ出血熱の流行国（※）のいずれかに滞在したことがある者がいるか。

※ 流行国・・・ギニア及びシエラレオネ（平成27年5月11日現在）

☐ はい（2に進む）

☐ いいえ

- 2 「はい」の場合、その流行国に滞在したことがある者のうち、以下の接触歴のいずれかを有するものがいるか。

- ・ エボラ出血熱患者（疑い患者を含む。）の体液等（血液、分泌物、吐物・排泄物など）との接触歴
- ・ コウモリ、霊長類等に直接手で接触するなどの接触歴

☐ はい

☐ いいえ

代 理 店 名：

本票に関する責任者名：

連 絡 先：

又は

船 名：

船長又は船医署名：

よくお読みになってエボラ出血熱流行国出発後21日間保管してください。

健康監視対象者用指示書

あなたは、検疫法第18条第2項に規定する健康監視対象となります。本日から
(平成27年 月 日)までの間、次の項目を守ってください。

平成27年 月 日

〇〇検疫所長

- (1) 毎日2回(朝、夕)体温を測り、下記の連絡先に連絡してください。
- (2) 「発熱」の症状が出た場合には、ただちに下記の検疫所に連絡するとともに、
検疫所からの連絡を受けた保健所の指示があるまでは、他者への感染のおそれ
がありますので、絶対に直接医療機関に行かないでください。
- (3) 検疫所からもあなたの体調について、確認の電話をする場合がありますので、
正確にご報告ください。

記

連絡先： 厚生労働省 〇〇 検疫所 電話：〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

調査票番号： _____

注) 検疫法第18条第2項に規定する健康状態の報告要請です。正確に報告してください。

なお、報告しなかった方又は虚偽の報告をした方は、検疫法第36条第7号の規定により
6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

よくお読みになって21日間保管してください。

エボラ出血熱の流行国に滞在された方へ

エボラ出血熱の潜伏期間は、患者の体液等に触れた後、21日とされています。あなたは、患者等との接触がないとの申告でしたが、念のため、本日から（平成27年 月 日）までの間、以下のように行動してください。

（1）朝夕、体温測定し、ご自身で健康状態をよく観察してください。

（2）「38℃以上の発熱」及び「激しい頭痛」、「関節痛」、「筋肉痛」、「胸痛」、「腹痛」、「嘔吐」、「下痢」、「脱力」、「原因不明の出血」等のうち、いずれかひとつの症状でも出た場合には、最寄りの保健所に、「エボラ出血熱の流行国に滞在していた」ことを伝え、指示に従ってください。

（3）保健所の指示があるまで、絶対に直接医療機関に行かないください。

最寄りの保健所：〇〇保健所

〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

厚生労働省 〇〇検疫所

TEL : 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

事務連絡
平成27年5月11日

各検疫所御中

健康局結核感染症課
食品安全部企画情報課検疫所業務管理室

リベリアにおけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえた検疫対応について

各検疫所においては、エボラ出血熱の流行国(ギニア、リベリア及びシエラレオネ)から入国する者につき、注意喚起・問診・健康相談等による検疫業務の対応強化を実施していただいているところです。

今般、世界保健機関(WHO)によるリベリアにおけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、リベリアに係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめることとし、通知の一部改正を行ったため、

・「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」(平成26年8月8日付健感発0808第2号食安検発0808第1号各検疫所宛て健康局結核感染症課長・医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長通知)

・「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について(船舶により入国する者への対応)」(平成26年8月15日付け各検疫所宛て健康局結核感染症課・食品安全部企画情報課検疫所業務管理室事務連絡)を改正しました。

これにあわせ、この間発出されたエボラ出血熱に係る検疫業務の対応強化に関するその他の各検疫所宛て通知や事務連絡についても、リベリアに係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめることとするので、その対応に遺漏なきを期されたい。

記

1 入国管理局と連携した対応について

(1) 検疫所業務管理室においては、法務省に対し、今般、別添1「エボラ出血熱に係る検疫対応に際しての協力依頼について」(平成27年5月11日付食安検発0511第2号法務省入国管理局入国在留課長宛て厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長通知)により、リベリアに係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめることとし、引き続き、可能な限り、入国しようとする者全員に対する過去21日以内のエボラ出血熱の流行国(ギニア及びシエラレオネ)の滞在歴の確認について、協力依頼を行ったところ。

(2) 各検疫所においては、引き続き、入国管理局と連携しつつ、その対応に遺漏なきを期されたい。

2 航空会社への依頼について

(1) 検疫所業務管理室においては、各航空会社に対し、今般、別添2「リベリアにおけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえた対応について(協力依頼)」(平成27年5月11日付け食安検発0511第3号航空会社宛て厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長通知)により、日本の空港に到着するすべての旅客便において、リベリアに係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめることとし、ギニア及びシエラレオネからの入国者に対して、空港到着後、検疫ブースにおいて検疫官に申し出ることをお願いする内容の機内アナウンスを行うよう、協力依頼を行ったところ。

(2) 各検疫所においては、「西アフリカにおけるエボラ出血熱への対応について」(平成26年8月12日付け食安検発0812第3号各検疫所長宛て検疫所業務管理室長通知)による対応と同様、各空港に就航している航空会社に対し、別添1の協力依頼通知の内容を示し、協力依頼の徹底を行うこと。

3 各種様式やポスター等の変更について

○ この間、エボラ出血熱の発生に伴う検疫業務の強化のため、各種様式やポスター等の図案を示したところであるが、リベリアに係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめることに伴い、変更が必要なものについては、以下により、適宜差し替えて対応すること。

- ① 「西アフリカで発生しているエボラ出血熱への検疫対応について」(平成26年8月12日付け各検疫所宛て検疫所業務管理室事務連絡)による以下のポスター
 - ・ 入国者用の日本語版ポスター … 別紙1のとおり修正
 - ・ 出国者用の日本語版ポスター … 別紙2のとおり修正
- ② 「西アフリカで発生しているエボラ出血熱への検疫対応について」(複数カ国版注意喚起ポスター関係)(平成26年8月12日付け各検疫所宛て検疫所業務管理室事務連絡)による以下のポスター
 - ・ 入国者用の9か国版ポスター … 別紙3のとおり修正
- ③ 「エボラ出血熱に係る検疫対応に際しての入国管理局との連携強化について」(平成26年11月21日付け各検疫所宛て検疫所業務管理室事務連絡)による以下の様式
 - ・ 流行国の国籍を有する者から申し出があった際に、検疫官が必要に応じて用いる質問事項用紙… 別紙4のとおり修正
 - ・ エボラ出血熱流行国滞在者への周知ボード(検疫ブース用) … 別紙5のとおり修正
 - ・ 複数カ国語版滞在歴質問ボード(検疫ブース用) … 別紙6のとおり修正
 - ・ 複数カ国語版検疫所申告確認ボード(入国審査カウンター用) … 別紙7のとおり修正

【別添1】「エボラ出血熱に係る検疫対応に際しての協力依頼について」(平成27年5月11日付食安検発0511第2号法務省入国管理局入国在留課長宛て厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長通知)(写)

【別添2】「リベリアにおけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえた対応について(協力依頼)」(平成27年5月11日付け食安検発0511第3号航空会社宛て厚生労働省医薬食品局食品安全部検疫所業務管理室長通知)(写)

【別紙1】入国者用の日本語版ポスター

【別紙2】出国者用の日本語版ポスター

【別紙3】入国者用の9か国版ポスター

【別紙4】流行国の国籍を有する者から申し出があった際に、検疫官が必要に応じて用いる質問事項用紙

【別紙5】エボラ出血熱流行国滞在者への周知ボード(検疫ブース用)

【別紙6】複数カ国語版滞在歴質問ボード(検疫ブース用)

【別紙7】複数カ国語版検疫所申告確認ボード(入国審査カウンター用)

以上



食安検発0511第2号
平成27年5月11日

法務省入国管理局入国在留課長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部
検疫所業務管理室長



エボラ出血熱に係る検疫対応に際しての協力依頼について

エボラ出血熱への検疫対応については、「エボラ出血熱に係る検疫対応の強化に際しての協力依頼について」（平成26年11月21日付け食安企発1121第1号及び食安検発1121第6号）によりご協力いただいているところです。

今般、世界保健機関（WHO）による、リベリアにおけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、リベリアに係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめることとしました。

引き続き、可能な限り、入国しようとする者全員に対する過去21日以内のエボラ出血熱の流行国（ギニア及びシエラレオネ）の滞在歴の確認について、ご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、リベリアに係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめることに伴い、検疫所及び入国管理局で使用する様式等について別添のとおり更新しましたので、よろしく願いいたします。

- (別添1)「検疫所確認済書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・（日英仏語）
- (別添2)「健康監視対象者用指示書」・・・・・・・・・・・・（日本語）
- (別添3)「健康カード」・・・・・・・・・・・・・・・・・・（日本語）
- (別添4)「エボラ出血熱発生国滞在者への周知ボード(検疫ブース用)」・・（複数カ国語）
- (別添5)「複数カ国語版滞在歴質問ボード(検疫ブース用)」・・・・・・（複数カ国語）
- (別添6)「複数カ国語版検疫所申告確認ボード(入国審査カウンター用)」・・（複数カ国語）

Quarantine Confirmation
Certificat de Lazaret
検疫所確認済書

This Quarantine Confirmation shows a quarantine station officer has checked that the person did not stay in areas of Ebola hemorrhagic fever outbreak in the past 21 days.

Ce Certificat de Lazaret atteste qu'un agent de poste de Quarantaine a bien vérifié que la personne concernée n'a pas séjourné dans un pays touché par l'épidémie de fièvre hémorragique Ebola au cours des 21 derniers jours.

この検疫所確認済書は、当該者が、過去 21 日間にエボラ出血熱の流行国に滞在していないことを検疫官が確認したことを示す書類です。

- ※ Please submit this paper to an immigration inspector during the immigration procedure.
- ※ Veuillez remettre ce Certificat de Lazaret à un agent de l'immigration lors de la procédure d'immigration.
- ※ この検疫所確認済証は、入国審査を行う入国審査官にお渡しください。

〇〇Quarantine Station, Ministry of Health, Labour and Welfare
Lazaret de 〇〇, Ministère de la Santé, du Travail et des Affaires sociales

厚生労働省 〇〇 検疫所

よくお読みになってエボラ出血熱流行国出発後21日間保管してください。

健康監視対象者用指示書

あなたは、検疫法第18条第2項に規定する健康監視対象となります。本日から
(平成27年 月 日)までの間、次の項目を守ってください。

平成27年 月 日

〇〇検疫所長

- (1) 毎日2回(朝、夕)体温を測り、下記の連絡先に連絡してください。
- (2) 「発熱」の症状が出た場合には、ただちに下記の検疫所に連絡するとともに、
検疫所からの連絡を受けた保健所の指示があるまでは、他者への感染のおそれ
がありますので、絶対に直接医療機関に行かないでください。
- (3) 検疫所からもあなたの体調について、確認の電話をする場合がありますので、
正確にご報告ください。

記

連絡先： 厚生労働省 〇〇 検疫所 電話：〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

調査票番号： _____

注) 検疫法第18条第2項に規定する健康状態の報告要請です。正確に報告してください。

なお、報告しなかった方又は虚偽の報告をした方は、検疫法第36条第7号の規定により
6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

よくお読みになって21日間保管してください。

エボラ出血熱の流行国に滞在された方へ

エボラ出血熱の潜伏期間は、患者の体液等に触れた後、21日とされています。あなたは、患者等との接触がないとの申告でしたが、念のため、本日から（平成27年 月 日）までの間、以下のように行動してください。

- (1) 朝夕、体温測定し、ご自身で健康状態をよく観察してください。
- (2) 「38℃以上の発熱」及び「激しい頭痛」、「関節痛」、「筋肉痛」、「胸痛」、「腹痛」、「嘔吐」、「下痢」、「脱力」、「原因不明の出血」等のうち、いずれかひとつの症状でも出た場合には、最寄りの保健所に、「エボラ出血熱の流行国に滞在していた」ことを伝え、指示に従ってください。
- (3) 保健所の指示があるまで、絶対に直接医療機関に行かないでください。

最寄りの保健所：〇〇保健所

〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

厚生労働省 〇〇検疫所

TEL : 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

ギニア、シエラレオネに滞在されていた方へ

別添4

エボラ出血熱の発生を踏まえ、これらの国々に滞在されていた方には過去21日以内の滞在の有無の確認と、必要に応じて健康状態をお伺いしますので、

必ず、検疫官に申し出てください。

日本国 厚生労働省・検疫所

To individuals who have visited or transited through Guinea or Sierra Leone

In light of the recent outbreak of Ebola hemorrhagic fever, individuals who have visited or transited through these countries in the past 21 days **must absolutely declare this to a quarantine officer** and may be subject to a health assessment.

Quarantine Station, Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

曾在几内或塞拉利昂滞留或转机的乘客敬 请注意

鉴于目前埃博拉热发生的状况，曾在以上各国滞留或转机的乘客，需确认过去21日之内曾否滞留，并根据需要询问健康状况，

请务必主动向检疫官进行申告。

日本国 厚生労働省・検疫所

敬告曾前往或過境幾內及獅子山共和國的 旅客

為因應伊波拉疫情，對於曾前往或過境上述國家的旅客，我們將確認您在過去21日內是否曾前往或過境這些國家，並將視需要詢問您的健康狀況，因此

請務必向檢疫官申報。

日本國 厚生労働省・検疫所

기니 또는 시에라리온 체류하시던 분에게

에볼라 출혈열의 발생에 따라 이들 국가에 체류하셨던 분에게는, 과거 21일
이내의 체류 유무의 확인과, 필요에 따라 건강상태를 여쭙보기 때문에
반드시 검역관에게 신고해 주십시오.

일본국 후생노동성·검역소

**Ceci s'adresse aux personnes qui sont entrées sur le territoire
de Guinée ou Sierra Leone**

Face à l'épidémie de fièvre hémorragique Ebola, il est demandé aux personnes
étant déjà entrées sur le territoire de l'un de ces pays si elles s'y sont rendues au
cours de ces 21 derniers jours, et des questions sur leur état de santé leur sont
alors posées.

**Veuillez donc impérativement consulter un agent du Poste de
quarantaine.**

Japon Ministère de la Santé, du Travail et des Affaires sociales / Lazarets

**Aviso para las personas que han estado o transitado por los
siguientes países: Guinea, Sierra Leona.**

Debido a la aparición de la fiebre hemorrágica del Ébola, aquellas personas que
han estado o transitado en estos países, deben confirmar si han estado o
transitado dentro de los últimos 21 días. Si fuese necesario, le solicitaremos una
comprobación de su estado de salud. Por este motivo,

**tiene la obligación de notificar esta información al Oficial de
Cuarentena.**

Gobierno de Japón Estación de Cuarentena -Ministerio de Salud, Trabajo y Bienestar Social

Тем, кто посещал Гвинею, Сьерра-Леоне

В связи со вспышкой геморрагической лихорадки Эбола, граждане,
посетившие указанные страны, должны

обязательно обратиться к карантинному инспектору,

чтобы сообщить о наличии таких визитов за последний 21 день, а также по
необходимости ответить на вопросы о состоянии здоровья.

Япония Министерство здравоохранения, труда и благосостояния/ Карантинный пункт

للذين كانوا يقيمون او مروا في غينيا، سيراليون.
للاشخاص الذين على اساس ظهر عندهم حمى ايولا النزفية والذي كانوا يقيمون في تلك
البلدان، يتم التأكد من انهم كانوا هناك ام لا خلال فترة الـ 21 يوم الماضية، وفي حالة
الضرورة يتم طلب فحص الحالة الصحية،

فلهذا يجب طلب ذلك من موظف الحجر الصحي.

وزارة الصحة والعمل اليابانية، مركز الحجر الصحي

お尋ね (日本語)

本日から21日以内にギニア又は
シエラレオネに滞在していましたか。

はい

いいえ

Question! (ENGLISH)

In the past 21 days have you been to
Guinea or Sierra Leone?

YES

NO

Question! (FRANCAIS)

Avez-vous séjourné en Guinée ou Sierra
Leone au cours de ces 21 derniers jours?

Oui

Non

提問! (中文)

今日起21日內 在幾內亞、塞拉里昂、
居留嗎?

是

否

السؤال (العربية)

خلال فترة 21 يوم الماضية بضمنها اليوم هل نزلت
او سكنت في غينيا، سيراليون.

لا

نعم

提问! (中文)

自今日起21日內 在几內亞、塞拉利昂、
居留嗎?

是

否

pregunta! (Español)

¿Ha visitado Guinea, o la Sierra
Leona dentro de 21 días a partir de
hoy?

Sí

No

주의! (한국어)

금일로부터 21 일 이내 에 기니,
시에라리온, 또는 체류하신 적이
있습니까?

예

아니오

Внимание! (русский)

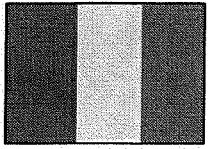
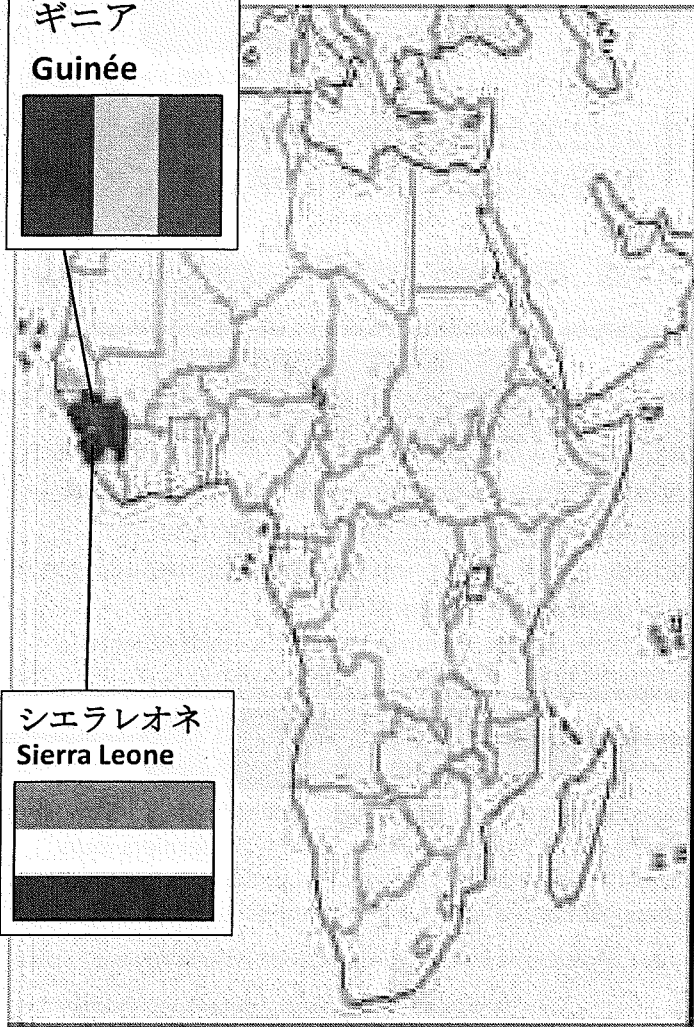
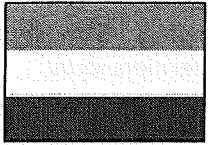
Посещали ли вы до сего дня, на протяжении
последних 21-го дней, Гвинею, Сьерра-
Леону или ?

Да

Нет

ギニア

Guinée

シエラレオネ
Sierra Leone

(日本語)

過去 21 日以内に流行国に滞在していた方は検疫所への申告が必要です。申告していない方は申し出てください。

日本国 厚生労働省・検疫所 法務省・入国管理局

(ENGLISH)

Individuals who have in the past 21 days visited or transited through a country with an Ebola outbreak must declare this at the quarantine station. Individuals who have not declared this should speak to a quarantine officer.

Immigration Bureau, Ministry of Justice/Quarantine Center, Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

(FRANCAIS)

Les personnes étant entrées sur le territoire de l'un des pays touchés par l'épidémie au cours de ces 21 derniers jours doivent en informer le Lazarets. Les personnes n'ayant pas encore fait cette déclaration sont priées de se manifester.

Japon Ministère de la Santé, du Travail et des Affaires sociales / Lazarets
ts Ministère de la Justice / Services de l'Immigration

(中文)

過去21日內曾前往或過境疫區的旅客必須向檢疫所申報。尚未申報的旅客請立刻申報

日本國 厚生労働省・検疫所 法務省・入國管理局

(العربية)

للاشخاص الذين كانوا يقيمون خلال 21 يوم الماضية في البلدان الذي ظهر فيها حالة المرض يجب ان يذكروا ذلك الاشخاص الذين لم يبلغوا بذلك يجب عليهم الابلاغ.

وزارة الصحة والعمل اليابانية، مركز الحجر الصحي وزارة العدل، دائرة الهجرة

(中文)

过去21日之内曾在埃博热疫情国滞留或转机的乘客必须向检疫所提出申告。尚未申告的乘客，敬请协助遵守。

日本国 厚生労働省・検疫所 法務省・入国管理局

(Español)

Aquellas personas que han estado o transitado por los países afectados dentro de los últimos 21 días deben declararlo a la Estación de Cuarentena. Por favor, las personas que no lo hayan declarado aún están obligadas a comunicarlo ahora.

Gobierno de Japón Estación de Cuarentena -Ministerio de Salud, Trabajo y Bienestar Social Oficina de Inmigración-Ministerio de Justicia

(한국어)

과거 21일 이내에 발생국에 체류하고 있던 분은 검역소에 신고할 필요가 있습니다. 신고를 하지 않으신 분은 신고해 주십시오.

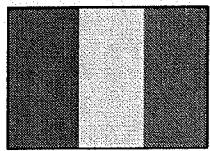
일본국 후생노동성・검역소 법무성・입국관리국

(русский)

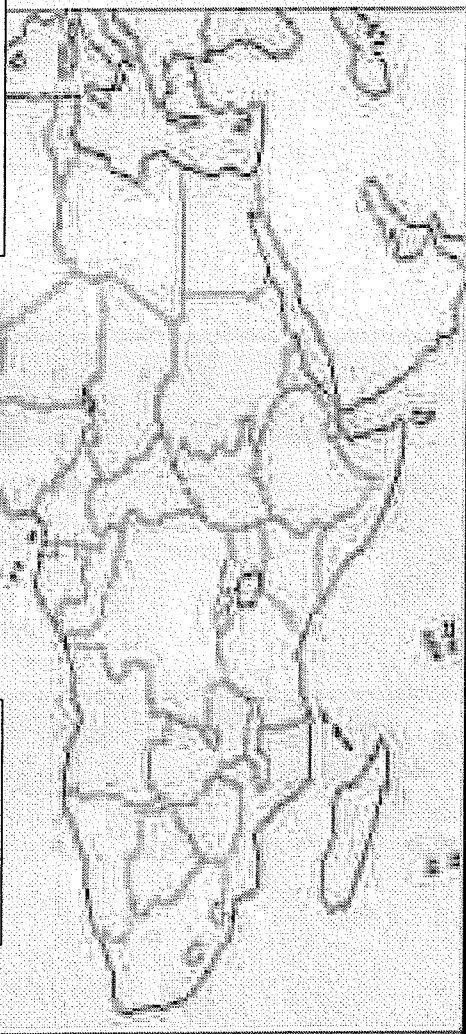
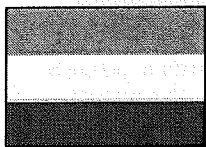
Граждане, посещавшие за последний 21 день страны, где были зафиксированы случаи болезни, должны доложить об этом в карантинный пункт. Пожалуйста, сообщите, если вы этого не сделали.

Япония Министерство здравоохранения, труда и благосостояния/ Карантинный пункт
Министерство юстиции/ Департамент иммиграционного контроля

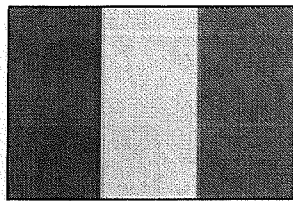
ギニア
Guinée



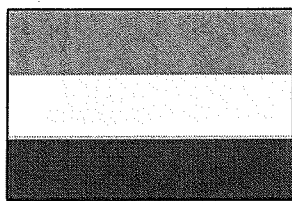
シエラレオネ
Sierra Leone



ギニア
Guinée



シエラレオネ
Sierra Leone



(日本語)

過去 21 日以内に流行国に滞在していた方は検疫所への申告が必要です。

申告していない方は申し出てください。

日本国 厚生労働省・検疫所 法務省・入国管理局



食安検発 0511 第 3 号
平成 27 年 5 月 11 日

航空会社各位

厚生労働省医薬食品局食品安全部
企画情報課検疫所業務管理室長



リベリアにおけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえた対応について（協力依頼）

各航空会社様におかれましては、日頃より、検疫業務に御理解と御協力を賜っておりますことにつき、厚く御礼申し上げます。

また、エボラ出血熱が発生しているアフリカ 3 カ国（ギニア、リベリア又はシエラレオネ）に滞在した者に対する機内アナウンスについても御協力をいただいていることに対して、心より感謝申し上げます。

さて、今般、世界保健機関（WHO）によるリベリアにおけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、リベリアに係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめることとしたため、日本の空港へ到着するすべての便において乗客に対しては、ギニア又はシエラレオネに滞在した場合は検疫官に申し出ることを依頼する機内アナウンスをしていただくよう、御協力を賜りたくお願い申し上げます。

【機内アナウンス例】

日本国 厚生労働省・検疫所からのお知らせです。

西アフリカで発生しているエボラ出血熱について、8 月 8 日、WHO（世界保健機関）は、「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」を宣言しました。

※ PHEIC … Public Health Emergency of International Concern

これに伴い、日本国 厚生労働省・検疫所では、エボラ出血熱の発生国を到着前 21 日以内に出国された方々について、念のため、健康状態等をお伺いすることとしております。

★月★日（※）以降、エボラ出血熱の流行国であるギニア、シエラレオネを出国された方は、★★空港到着後、検疫ブースにおいて、検疫官にお申し出をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、エボラ出血熱は、発症している方の血液等の体液に触れることで感染する疾病であり、インフルエンザのように、簡単に伝播する病気ではありません。このため、仮に、当機に感染が疑われる方が搭乗されている場合でも、感染が直ちに広がるおそれはありません。

※ アナウンス当日の 21 日前の日付を入れてください。例えば、5 月 11 日にアナウンスする場合は「4 月 20 日」となります。

西アフリカで エボラ出血熱が発生しています！

WHOの情報によると、西アフリカ2カ国(ギニア及びシエラレオネ)においてエボラ出血熱が発生が続いており、この2カ国においては、16,029名の患者が報告され、このうち6,289名が死亡しています。(2015年5月3日現在)

<患者等の発生状況>

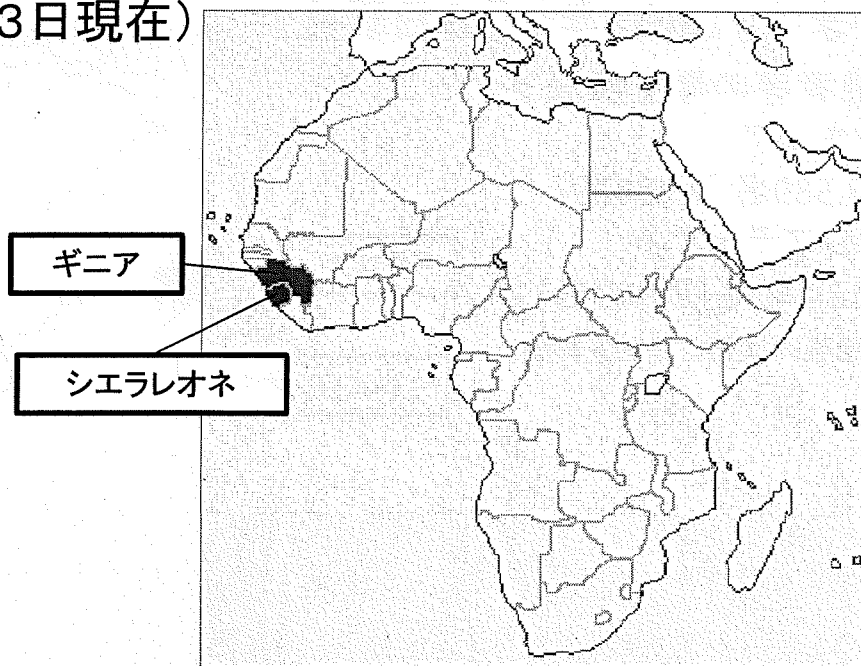
○ギニア

3,589名(2,386名)

○シエラレオネ

12,440名(3,903名)

※括弧内は死亡者数を再掲。



エボラ出血熱 は、ウイルスに感染した動物やヒトに接触することにより感染し、死亡率の高い(25～90%)病気です。

潜伏期間は、2～21日(通常は7日程度)で突然の発熱、疲労感、筋肉痛、頭痛、咽頭(のど)痛で発症します。それらに引き続き、嘔吐、下痢、腎機能や肝機能の低下がみられ、進行すると全身に出血傾向がみられ死亡します。

西アフリカ2カ国(ギニア及びシエラレオネ)から帰国された方へ

念のため、健康状態等をお尋ねいたしますので、必ず、お近くの検疫官にお申し出ください。



厚生労働省 検疫所

西アフリカで エボラ出血熱が発生しています！

WHOの情報によると、西アフリカ2カ国(ギニア及びシエラレオネ)においてエボラ出血熱が発生が続いており、この2カ国においては、16,029名の患者が報告され、このうち6,289名が死亡しています。(2015年5月3日現在)

<患者等の発生状況>

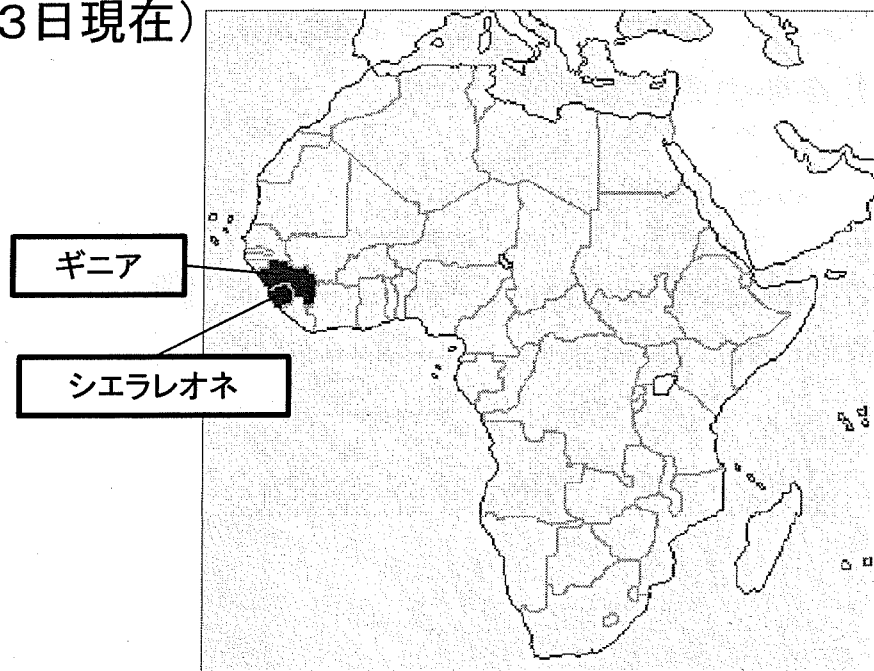
○ギニア

3,589名(2,386名)

○シエラレオネ

12,440名(3,903名)

※括弧内は死亡者数を再掲。



エボラ出血熱 は、ウイルスに感染した動物やヒトに接触することにより感染し、死亡率の高い(25～90%) 病気です。

潜伏期間は、2～21日(通常は7日程度)で突然の発熱、疲労感、筋肉痛、頭痛、咽頭(のど)痛で発症します。それらに引き続き、嘔吐、下痢、腎機能や肝機能の低下がみられ、進行すると全身に出血傾向がみられ死亡します。

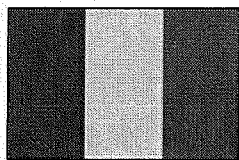
この病気に対する確立された治療法やワクチンは今のところありません。流行地域に近づかないことが重要です。

感染した人の血液や体液、これらに汚染された可能性のあるもの、動物(死体を含む)に触らないでください。

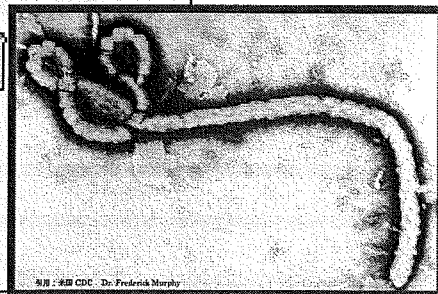
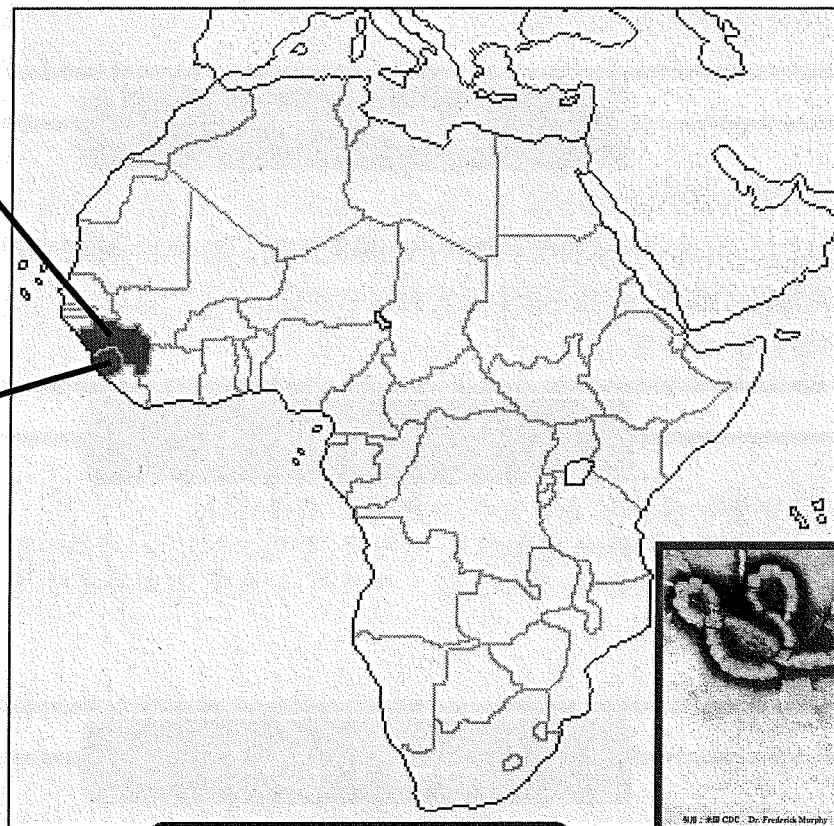
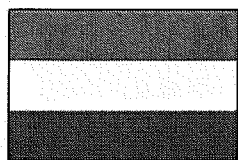


西アフリカで エボラ出血熱が発生しています！

ギニア
Guinée



シエラレオネ
Sierra Leone



ご注意！（日本語）

西アフリカでエボラ出血熱が流行しています。

4月20日以降に、エボラ出血熱の流行国であるギニア、シエラレオネを出国された方々におかれては、念のため、健康状態等をお尋ねいたしますので、必ず、お近くの検疫官にお申し出ください。

日本国 厚生労働省・検疫所

ATTENTION！（ENGLISH）

Ebola virus disease (Ebola hemorrhagic fever) has been spreading across West Africa. All the passengers who have left countries affected by suspected Ebola outbreak including Guinea and Sierra Leone after April 20th are requested to make sure to contact a quarantine officer nearby for medical checks.

Quarantine Station, Ministry of Health, Labor and Welfare, Japan

ATTENTION！（FRANCAIS）

En raison de la propagation rapide de la fièvre hémorragique à virus Ebola en Afrique de l'Ouest, il est demandé aux voyageurs qui sont sortis de la Guinée, et de la Sierra Leone après le 20 Avril, 2015 de se présenter au contrôle sanitaire où des agents les interrogeront sur leur état de santé.

Lazarets,

Ministère de la Santé, de l'Emploi et de la Protection sociale du Japon

Station de quarantaine

注意！（中文）

○西非洲正在流行埃博拉出血热疫情。

○4月20日以后、出国前往过疫情埃博拉出血热的国家：几内亚、塞拉利昂的游客、为了保险起见，需要确认您的健康状态等，请务必向就近的检疫官报告。

日本国 厚生劳动省 检疫所

注意！（中文）

○西非正在流行埃博拉出血熱疫情。

○4月20日以後、出國前往過疫情埃博拉出血熱的國家：幾內亞、塞拉利昂的遊客，為了保險起見，需要確認您的健康狀態等，請務必向就近的檢疫官報告。

日本國 厚生勞動省 檢疫所

주의！（한국어）

○서부 아프리카에서 에볼라 출혈열이 유행하고 있습니다.

○4월 20 일 이후에 에볼라 출혈열의 발생국 등인 기니, 시에라리온 출국하셨던 분들께서는, 만약을 위해 건강 상태 등을 묻겠으므로, 반드시 근처의 검역관에게 신고하여 주세요.

일본국 후생노동성·검역소

تحذير (العربية)

ينتشر مرض فيروس إيبولا (المعروف قبلاً باسم حمى إيبولا النزفية) في أفريقيا. إذا غادرتُم بعد يوم 2015/4/20 من غينيا أو سيراليون أو هي دول يندلع منها مرض فيروس إيبولا، نرجو إبلاغ أقرب ضباط الحجر الصحي حتى يسألکم عن وضعکم الصحي.

مكتب الحجر الصحي
وزارة الصحة و العمل و الرفاه
اليابان

¡Aviso! (Español)

Debido a la rápida propagación del virus Ébola (EVE) en África occidental, se requiere de todos los pasajeros que a partir del 20 de abril salieron de los siguientes países Guinea y Sierra Leona, donde se han detectado brotes del virus del Ébola, que acudan a cualquier funcionario del Puesto de Cuarentena y contesten el cuestionario sobre su estado de salud.

Puesto de Cuarentena del Ministerio de Salud, Trabajo y Bienestar, Japón

Внимание! (русский)

Геморрагическая лихорадка Эбола распространяется в Западной Африке.

Туристы, выехавшие после 20 апреля 2015 г. из стран, где зафиксированы случаи заболевания геморрагической лихорадкой Эбола, в частности, Гвинеи-Сьерра-Леоне, должны обязательно обратиться к ближайшему карантинному инспектору, чтобы ответить на вопросы о состоянии здоровья.

Карантинный пункт Министерства здравоохранения, труда и благосостояния Японии

お尋ね！ Question!

別紙4

本日から到着前21日以内にギニア又はシエラレオネに滞在されていませんか。
あなたがギニア又はシエラレオネのいずれかの国に最後におられたのは何月何日ですか？

Did you stay in Guinea or Sierra Leone within the past 21 days?
What day was your last stay in Guinea or Sierra Leone? (day and month)

Avez-vous séjourné au cours des 21 derniers jours dans au moins un des pays suivants : Guinée et Sierra Leone ?
Quelle est précisément la date du dernier jour où vous vous êtes trouvé(e) dans chacun des pays suivants : Guinée et Sierra Leone ?

5月 / May / Mai 2015

Sun	Mon	Tun	Wed	Thu	Fri	Sat
dim	lun	mar	mer	jeu	ven	sam
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

31

6月 / June / Juin 2015

Sun	Mon	Tun	Wed	Thu	Fri	Sat
dim	lun	mar	mer	jeu	ven	sam
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

本日から到着前21日以内にこれらの国々に滞在した、又は滞在していなかったことを示すパスポートのページを示してください。

例えば、22日以上前にギニア又はシエラレオネを出国した旨のスタンプや、21日以内に、これらの国々を出国していないことがわかる他の国のスタンプなどがあればお示しください。

Please point out a page of the passport shows that you did not stay in these countries within the past 21 days.

For example;

- a date of stamp shows the departure from Guinea or Sierra Leone was more than 22 days ago
- a stamp of other country shows that you did not leave the country within the past 21 days

Présentez les pages de votre passeport qui démontrent votre présence ou absence dans ces pays au cours des 21 derniers jours.

Indiquez, par exemple, les tampons de douane qui attestent que vous êtes sorti(e) de la Guinée ou de la Sierra Leone il y a 22 jours ou plus, ou les tampons d'autres pays qui établissent que vous n'êtes pas, au cours des 21 derniers jours, sorti(e) de ces pays touchés par l'épidémie.

ギニア、シエラレオネに滞在されていた方へ

別紙5

エボラ出血熱の発生を踏まえ、これらの国々に滞在されていた方には過去21日以内の滞在の有無の確認と、必要に応じて健康状態をお伺いしますので、

必ず、検疫官に申し出てください。

日本国 厚生労働省・検疫所

To individuals who have visited or transited through Guinea or Sierra Leone

In light of the recent outbreak of Ebola hemorrhagic fever, individuals who have visited or transited through these countries in the past 21 days **must absolutely declare this to a quarantine officer** and may be subject to a health assessment.

Quarantine Station, Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

曾在几内或塞拉利昂滞留或转机的乘客敬 请注意

鉴于目前埃博拉热发生的状况，曾在以上各国滞留或转机的乘客，需确认过去21日之内曾否滞留，并根据需要询问健康状况，
请务必主动向检疫官进行申告。

日本国 厚生労働省・検疫所

敬告曾前往或過境幾內及獅子山共和國的 旅客

為因應伊波拉疫情，對於曾前往或過境上述國家的旅客，我們將確認您在過去21日內是否曾前往或過境這些國家，並將視需要詢問您的健康狀況，因此

請務必向檢疫官申報。

日本國 厚生労働省・検疫所

기니 또는 시에라리온 체류하시던 분에게

에볼라 출혈열의 발생에 따라 이들 국가에 체류하셨던 분에게는, 과거 21일 이내의 체류 유무의 확인과, 필요에 따라 건강상태를 여쭙보기 때문에 **반드시 검역관에게 신고해 주십시오.**

일본국 후생노동성·검역소

Ceci s'adresse aux personnes qui sont entrées sur le territoire de Guinée ou Sierra Leone

Face à l'épidémie de fièvre hémorragique Ebola, il est demandé aux personnes étant déjà entrées sur le territoire de l'un de ces pays si elles s'y sont rendues au cours de ces 21 derniers jours, et des questions sur leur état de santé leur sont alors posées.

Veillez donc impérativement consulter un agent du Poste de quarantaine.

Japon Ministère de la Santé, du Travail et des Affaires sociales / Lazarets

Aviso para las personas que han estado o transitado por los siguientes países: Guinea, Sierra Leona.

Debido a la aparición de la fiebre hemorrágica del Ébola, aquellas personas que han estado o transitado en estos países, deben confirmar si han estado o transitado dentro de los últimos 21 días. Si fuese necesario, le solicitaremos una comprobación de su estado de salud. Por este motivo,

tiene la obligación de notificar esta información al Oficial de Cuarentena.

Gobierno de Japón Estación de Cuarentena -Ministerio de Salud, Trabajo y Bienestar Social

Тем, кто посещал Гвинею, Сьерра-Леоне

В связи со вспышкой геморрагической лихорадки Эбола, граждане, посетившие указанные страны, должны

обязательно обратиться к карантинному инспектору,

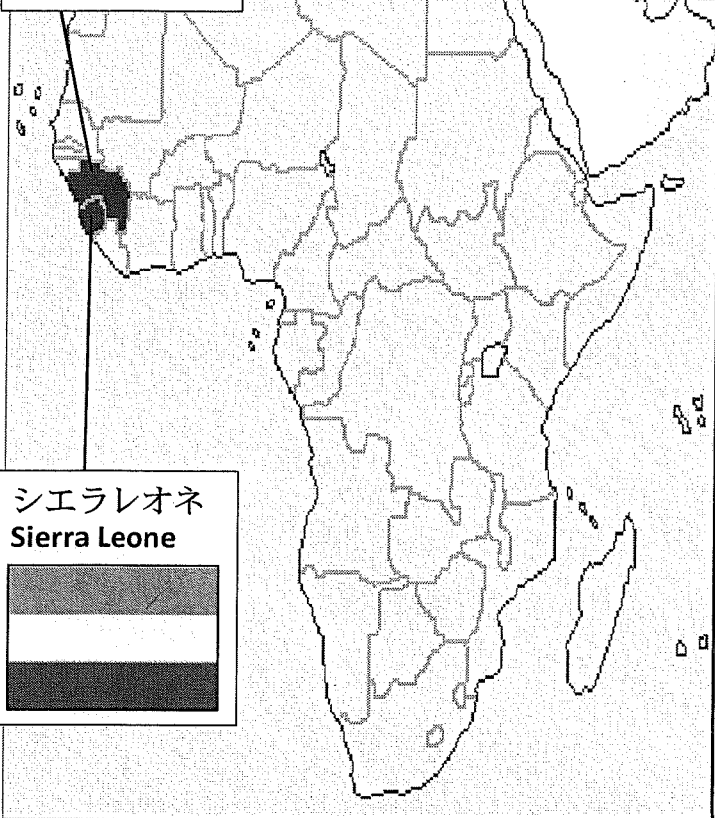
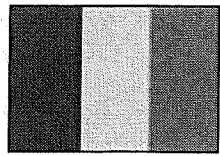
чтобы сообщить о наличии таких визитов за последний 21 день, а также по необходимости ответить на вопросы о состоянии здоровья.

Япония Министерство здравоохранения, труда и благосостояния/ Карантинный пункт

للذين كانوا يقيمون او مروا في غينيا، سيراليون.
للاشخاص الذين على اساس ظهر عندهم حمى ايولا النزفية والذي كانوا يقيمون في تلك
البلدان، يتم التأكد من انهم كانوا هناك ام لا خلال فترة الـ 21 يوم الماضية، وفي حالة
الضرورة يتم طلب فحص الحالة الصحية،
فلهذا يجب طلب ذلك من موظف الحجر الصحي.
وزارة الصحة والعمل اليابانية، مركز الحجر الصحي

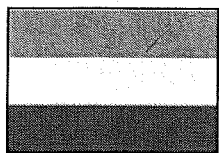
ギニア

Guinée



シエラレオネ

Sierra Leone



お尋ね (日本語)

本日から21日以内にギニア又は
シエラレオネに滞在していました
か。

はい

いいえ

Question ! (ENGLISH)

In the past 21 days have you been to
Guinea or Sierra Leone?

YES

NO

Question ! (FRENCH)

Avez-vous séjourné en Guinée ou Sierra
Leone au cours de ces 21 derniers jours?

Oui

Non

提問！ (中文)

今日起21日內 在幾內亞、塞拉里昂、
居留嗎？

是

否

السؤال (العربية)

خلال فترة 21 يوم الماضية بضمنها اليوم هل نزلت
أو سكنت في غينيا، سيراليون.

لا

نعم

提問！ (中文)

自今日起21日內 在几內亞、塞拉利昂、
居留嗎？

是

否

Pregunta! (Español)

¿Ha visitado Guinea, o la Sierra
Leona dentro de 21 días a partir de
hoy?

Sí

No

주의! (한국어)

금일로부터 21 일 이내 에 기니,
시에라리온, 또는 체류하신 적이
있습니까?

예

아니오

Внимание! (русский)

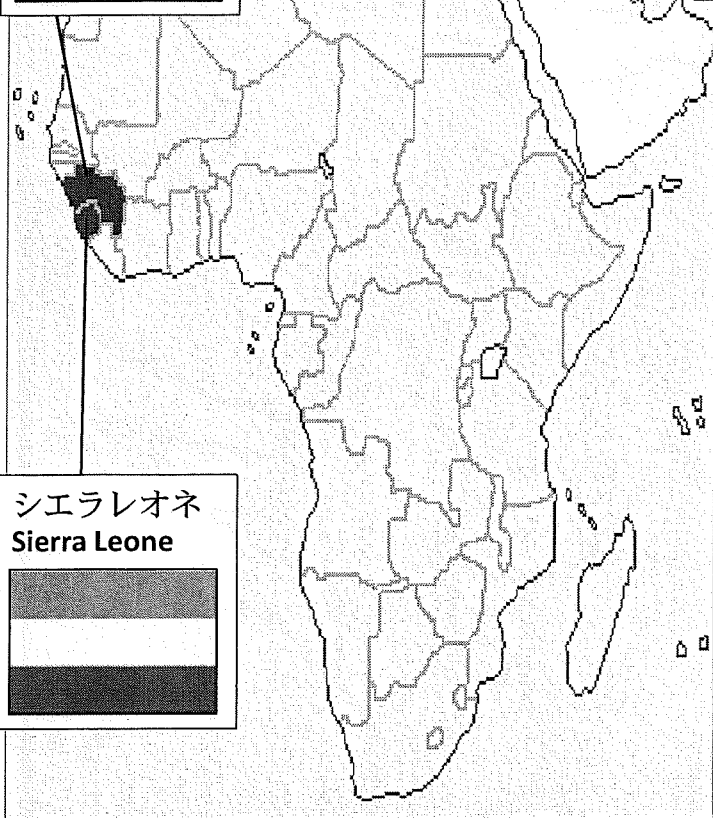
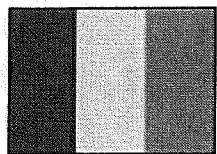
Посещали ли вы до сего дня, на протяжении
последних 21-го дней, Гвинею, Сьерра-
Леону или ?

Да

Нет

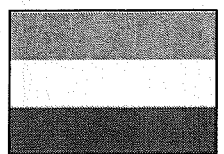
ギニア

Guinée



シエラレオネ

Sierra Leone



(日本語)

過去 21 日以内に流行国に滞在していた方は検疫所への申告が必要です。申告していない方は申し出てください。

日本国 厚生労働省・検疫所 法務省・入国管理局

(ENGLISH)

Individuals who have in the past 21 days visited or transited through a country with an Ebola outbreak must declare this at the quarantine station.

Individuals who have not declared this should speak to a quarantine officer.

Immigration Bureau, Ministry of Justice/Quarantine Center,
Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

(FRANÇAIS)

Les personnes étant entrées sur le territoire de l'un des pays touchés par l'épidémie au cours de ces 21 derniers jours doivent en informer le Lazarets. Les personnes n'ayant pas encore fait cette déclaration sont priées de se manifester.

Japon Ministère de la Santé, du Travail et des Affaires sociales / Lazarets
Ministère de la Justice / Services de l'Immigration

(中文)

過去21日內曾前往或過境疫區的旅客必須向檢疫所申報。尚未申報的旅客請立刻申報

日本國 厚生労働省・検疫所 法務省・入國管理局

(عربي)

للاشخاص الذين كانوا يقيمون خلال 21 يوم الماضية في البلدان الذي ظهر فيها حالة المرض يجب ان يذكروا ذلك. الاشخاص الذين لم يبلغوا بذلك يجب عليهم الابلاغ.

وزارة الصحة والعمل اليابانية، مركز الحجر الصحي وزارة العدل، دائرة الهجرة

(中文)

过去21日之内曾在埃博热疫情国滞留或转机的乘客必须向检疫所提出申告。尚未申告的乘客，敬请协助遵守。

日本国 厚生労働省・検疫所 法務省・入国管理局

(Español)

Aquellas personas que han estado o transitado por los países afectados dentro de los últimos 21 días deben declararlo a la Estación de Cuarentena. Por favor, las personas que no lo hayan declarado aún están obligadas a comunicarlo ahora.

Gobierno de Japón Estación de Cuarentena -Ministerio de Salud, Trabajo y Bienestar Social Oficina de Inmigración-Ministerio de Justicia

(한국어)

과거 21일 이내에 발생국에 체류하고 있던 분은 검역소에 신고할 필요가 있습니다. 신고를 하지 않으신 분은 신고해 주십시오.

일본국 후생노동성・검역소 법무성・입국관리국

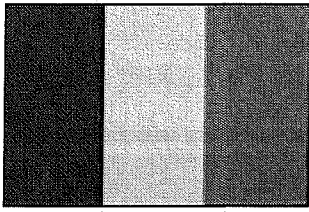
(русский)

Граждане, посещавшие за последний 21 день страны, где были зафиксированы случаи болезни, должны доложить об этом в карантинный пункт. Пожалуйста, сообщите, если вы этого не сделали.

Япония Министерство здравоохранения, труда и благосостояния/
Карантинный пункт
Министерство юстиции/ Департамент иммиграционного контроля

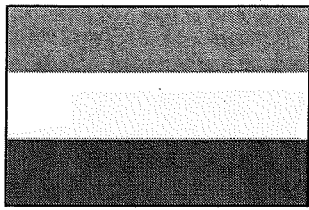
ギニア

Guinée



シエラレオネ

Sierra Leone



(日本語)

過去 21 日以内に流行国に滞在していた方は検疫所への申告が必要です。

申告していない方は申し出てください。

日本国 厚生労働省・検疫所 法務省・入国管理局